生第103442号	化成肥料	くみあい複合硫加燐安ワイドユース450	北海道サンアグロ株式会社	北海道函館市北浜町9番23号
生第103443号	化成肥料	くみあい苦土入り複合硫加燐安ワイドユースS057	北海道サンアグロ株式会社	北海道函館市北浜町9番23号
生第103444号	化成肥料	くみあい苦土マンガンホウ素入り複合硝加燐安S080	北海道サンアグロ株式会社	北海道函館市北浜町9番23号
生第103449号	混合りん酸肥料	くみあい粒状混合りん肥10号	南九州化学工業株式会社	宮崎県児湯郡高鍋町大字蚊口浦5029番地
生第103453号	化成肥料	複合燐加安284	サンアグロ株式会社	東京都中央区日本橋本町一丁目10番5号
生第103456号	成形複合肥料	くみあい有機入り粒状固形肥料S808特号	日本肥糧株式会社	東京都中央区日本橋本町一丁目10番5号
生第103457号	成形複合肥料	有機入り複合S887特号	日本肥糧株式会社	東京都中央区日本橋本町一丁目10番5号
生第103461号	化成肥料	高度化成488	アイアグリ株式会社	茨城県土浦市北神立町2番地12
生第103462号	化成肥料	化成肥料835	アイアグリ株式会社	茨城県土浦市北神立町2番地12
生第103464号	化成肥料	くみあい高度444号	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目8番10号
生第103465号	化成肥料	くみあい高度484号	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目8番10号
生第103469号	液体微量要素複合肥料	AGWCa液	アグリワークス株式会社	埼玉県越谷市千間台西四丁目14番地22
輸第103452号	副産苦土肥料	65粗製苦土粒状肥料	株式会社山誠通商	東京都多摩市関戸四丁目23番地1関戸ビル302号
輸第103458号	被覆窒素肥料	被覆窒素肥料42.0	三菱商事株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目3番1号
輸第103459号	被覆窒素肥料	被覆窒素肥料43.0	三菱商事株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目3番1号
輸第103460号	被覆窒素肥料	被覆窒素肥料44.0	三菱商事株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目3番1号
輸第103463号	硫酸加里	前畑硫酸加里50	前畑産業株式会社	東京都千代田区神田和泉町1番地
輸第103467号	ひまし油かす及びその粉末	ひまし油粕9.5―4―1.5	全国農業協同組合連合会	東京都千代田区大手町一丁目3番1号
輸第103468号	ひまし油かす及びその粉末	ひまし油粕10―4―1.5	全国農業協同組合連合会	東京都千代田区大手町一丁目3番1号
輸第103470号	配合肥料	KRYSTAFEED 8―16―41＋TE	住友商事株式会社	東京都中央区晴海1丁目8番11号
輸第103471号	硝酸ソーダ	16.0硝酸ソーダ1号	住友商事株式会社	東京都中央区晴海1丁目8番11号
輸第103472号	硝酸ソーダ	15.5硝酸ソーダ2号	住友商事株式会社	東京都中央区晴海1丁目8番11号

2　保証成分量その他の規格（肥料取締法第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年五月十日

農林水産大臣　山本　有二

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡豊根村坂宇場字広野二の一二八、下黒川字猪見谷十三の八・一四の八（以上二筆国有林）・一四の一三（国有林。次の図に示す部分に限る。）、一三の二、一三の三、一三の六、一四の四、一四の九、字松ノ平一八の二、一九の一、設楽町津具字五六一の八二、一の八三、東栄町大字三輪字中河内七一、七二、字上河内九二、大字東薗目字熊井戸二の二・四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二の一、二の三から二の七まで、字三本松一の三（次の図に示す部分に限る。）、字栃ケウツ三の一（次の図に示す部分に限る。）、字空田五の四、五の五、字新谷一一の三、一一の八、字上赤羽根二七（次の図に示す部分に限る。）、字下赤羽根二九の六・四二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二八、二九の二から二九の五まで、三〇の一、三一、三一の五、三二の一から三二の三まで、三五の一、三五の三、三六、三八の三から三八の五まで、三八の七、三八の九、四一の二、四一の二の二、字平田一二の二・一四・一四の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、五の二、六から九まで、一三の五、一四の一、一四の三、一四の四、字下七山一の一・六の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一、一の二、三の一、五の一、七の一、七の二

(一)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(二)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡豊根村三沢字上舟ノ沢一、一八、一八の一、一八の二、二〇、字下舟ノ沢一七、三四の二から三四の九まで、字古田沢一八の三から一八の七まで、字六斗畑一一の一、字下折金二二の一、上黒川字長野一一の一一、一一の一二、字貝込三〇、三一の八、下黒川字下中四三、四四の一、字神田四二から四四まで、五二、五三の一、五三の二、五三の四、五三の五、五三の七、五三の一二、五四、五四の二、五四の三、富山字久原四七の一、五〇、五九の二、五九の四、五九の八、五九の四〇、六三から六六まで、六三の一、字平沢四の六、字熊打一六の二、三四、三四の一、字上山中四九の一、五〇の一、坂宇場字横平七二の二四七・七二の二四八・七二の二五〇・七二の二五一・七二の二六〇・七二の二六一（以上六筆国有林）、七二の三（次の図に示す部分に限る。）五〇の七、五〇の九、五〇の一〇、六八の一五、七二の一四、七二の四六、七二の七三、七二の二二四、七二の二二六、七二の二四九、七二の二五四、七四の六、東栄町大字足込字橋場四三の一、四三の六、四四、四五、七二の一、字阿寿摩一一の一、一二、字栃畑三七の一、三七の五、字長畑二七、三三の五、大字下田字軒山六の三、六の四、一〇、一三の五、大字振草字古戸峯地二八の二、二九の一から二九の三まで、三〇、四三の一、四三の二、字古戸長尾二三の一、二三の三、字古戸小瀬戸四、四の一、字古戸瀬戸三の五、字古戸長畑六の一、大字中設楽字前山三の一から三の四まで、三の六、大字三輪字沢上八六の五・九一の八から九一の一まで・九八の八（以上六筆国有林）、一六、二七、六六の一、七七から八二まで、八三の一から八三の三まで、八四の三から八四の五まで、八六の二、八七の一、九一の一、九一の二、九二、九三、九三の一、九四の三、九五から九八まで、九八の一、九九の一、一〇〇から一〇二まで、一〇一の二、一〇六、一〇六の一、一〇八から一一〇まで、一〇八の一、一一二から一一二まで、一一二の二、一一五の一、一一一の一、一一三の二、一二四、一二五の一、一二六、一二七の一、字山ノ上田六二・七〇・七〇の一・七二（以上四筆について次の図に示す部